

令和8年1月19日

当座勘定ご利用のお客様へ

奄美信用組合

「当座勘定規定」一部改定のお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申しあげます。

令和9年3月末までに紙の手形・小切手を電子化する国の方針に伴い、手形・小切手帳の販売終了を予定しております。

これにより、当座勘定規定の変更が必要となりましたので、下記の通りご案内申し上げます。

今後とも変わらぬご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 改定日

令和8年1月19日（月）

2. 改定対象

当座勘定規定（一般用）

3. 主な改定内容

- ・手形小切手の振出期限の設定
- ・他行が支払地となる手形小切手の預金入金扱い受付停止

※詳細は別紙「改定等新旧対照表」をご参照ください。

以上

新	旧
当座勘定規定	
第1条 (当座勘定への受入れ)	第1条 (当座勘定への受入れ)
(1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。 <u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u>	(1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。 <u>＜追加＞</u>
第7条 (手形、小切手の支払等)	第7条 (手形、小切手の支払等)
(1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。 <u>なお、2026年9月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u>	(1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。 <u>＜追加＞</u>
第8条 (手形、小切手用紙等)	第8条 (手形、小切手用紙等)
(1) 当組合を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出する場合には、当組合が交付した用紙を使用してください。 <u>ただし、2026年9月30日までに振り出してください。</u>	(1) 当組合を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出する場合には、当組合が交付した用紙を使用してください。 <u>＜追加＞</u>
(2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、 <u>かつ2026年9月30日までに振り出された手形であることを確認してください。</u>	(2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。
第18条 (振出日、受取人記載もれの手形、小切手)	第18条 (振出日、受取人記載もれの手形、小切手)
(1) 手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件をできるかぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。 <u>なお、2026年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当組合の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</u>	(1) 手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件をできるかぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。 <u>＜追加＞</u>
第19条 (線引小切手の取扱い)	第19条 (線引小切手の取扱い)
(1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。 <u>なお、2026年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当組合の判断により支払いを拒絶することができます。</u>	(1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。 <u>＜追加＞</u>
約束手形用法	
3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、記入してください。	3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、 <u>できるだけ</u> 記入してください。

改定等新旧対照表

文字下 部分は変更箇所

新	旧
<p>為替手形用法</p> <p>4. 振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、記入してください。</p> <p>小切手用法</p> <p>2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。 なお、2026年9月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>為替手形用法</p> <p>4. 振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、<u>できるだけ</u>記入してください。</p> <p>小切手用法</p> <p>2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。<u>なお、</u>先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。<u>＜追加＞</u></p> <p style="text-align: right;">以 上</p>